

禮教概要

文  
教  
部  
禮  
教  
司

大分商經濟研究所  
康德  
11.2.13  
不  
年  
度

研究資料  
分類 11 X  
番號 15  
大分商經濟研究所

詔書

朕登極ヨリ以來亟ニ躬カラ日本皇室ヲ訪ヒ修睦聯歡以テ積慕ヲ伸ヘンコトヲ思フ今次東渡宿願克ク遂ク日本皇室懇切相待ヲ備サニ優隆ヲ極メ其臣民熱誠迎送亦禮敬ヲ殫竭セサルナシ衷懷銘劘ニ忘ルル能ハス深ク維フニ我國建立ヨリ以テ今茲ニ速フマテ皆友邦ノ仗義盡力ニ頼リ以テ丕基ヲ奠メタリ茲ニ幸ニ親シク誠悃ヲ致シ復々意ヲ加ヘテ觀察シ其政本ノ立ツトコロ仁愛ニ在リ教本ノ重ニスルトコロ忠孝ニ在リ民心ノ君ヲ尊ヒ上ニ親ム天ノ如ク地ノ如ク忠勇公ニ奉シ誠意國ノ爲メニセサルハナシ故ニ能ク内ヲ安ンシ外ヲ攘ヒ信ヲ講シ鄰ヲ恤レミ以テ萬世一系ノ皇統ヲ維持スルコトヲ知レリ朕今躬カラ其上下ニ接シ咸ナ至誠ヲ以テ相結ヒ氣同シク適合シ依頼渝ラス朕

日本天皇陛下ト精神一體ノ如シ爾衆庶等更ニ當ニ仰イテ此ノ意ヲ體シ友邦ト一德一心以テ兩國永久ノ基礎ヲ奠定シ東方道徳ノ眞義ヲ發揚スヘシ則チ大局ノ和平人類ノ福祉必ス致スヘキナリ凡ソ我カ臣民務メテ朕カ旨ニ遵ヒ以テ萬福ニ垂レヨ此ヲ欽メ

御名 御璽

康徳二年五月二日

國務總理大臣 鄭 孝 符  
 宮内府大臣 沈 瑞 麟

序

既往を顧み將來に備ふ、これ記載の必要を生ずる所以にして本概要は斯旨に基きて編纂せるものなり。  
全編十三章二十三項凡そ地方社會教育施設、教化、修養、文化事業、禮俗、宗教、其他我國禮教關係事  
項を蒐録して以て斯業將來の進展に資せんとす。冀くは識者の教正を仰ぐ。

康徳二年十二月

文 教 部 禮 教 司

目次

第一、地方社會教育施設

- 一、民衆學校.....一
- 二、日語講習所.....二
- 三、青年訓練所.....二
- 四、講演所.....三
- 五、民衆教育館.....三
- 六、圖書館及閱報所.....三
- 七、博物館.....四

第二、教化事業

- 一、電影教育.....一六
- 二、無線電教育.....一六

三、民衆娛樂	二七
四、教化建設指定村	二八
第二、社會教育指導者養成	二九
一、社會教育指導者講習	二九
二、社會教育指導者留學	三一
第四、教化及修養團體	三一
一、童子團	三一
二、青年團	三一
三、婦女團	三一
四、教化團體	三一
第五、禮俗事業	三一
一、孝子節婦表彰	三一
二、敬老禮節	三一

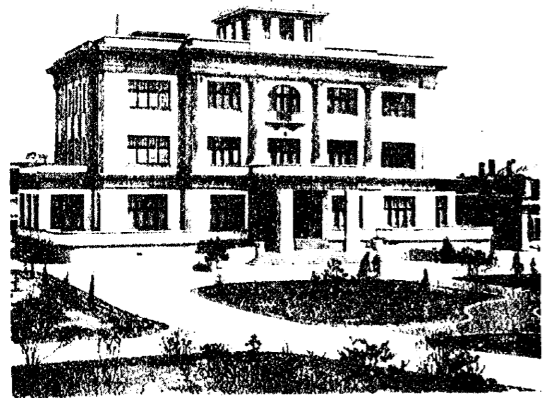
二

三、文廟祭祀	三四
四、國樂社	三四
第六、國立圖書館	三四
第七、國立博物館	三六
第八、文化事業	三九
一、學術印刷物	三九
二、避暑山莊及八大寺	四〇
第九、建國史編纂	四二
第十、語學講習所	四二
第十一、古蹟古物天然紀念物の調査及保存	四三
第十二、地方文廟の保存	四七
第十三、宗教	五二

三



景全館書圖立國天奉



景全館物博立國天奉

附 録

一、節孝褒揚の件	五五
二、孝子節婦表彰暫行規程	五五
三、敬老準則	五六
四、古蹟保存法	五八
五、古蹟保存法施行規則	六一
六、古蹟保存法及同法施行規則制定の要旨	六三
七、古蹟古物名勝天然紀念物の種類及調査表様式	六六
八、保存古物以外の藝術物品散逸禁止の件	六七
九、魚貝類の化石を保存せしむるの件	六九
一〇、古蹟調査證明券に関する件	七〇
一一、宗敎團體設立の青天白日旗を掲揚し或は民國敎科書を採用せるを嚴禁の件	七二

## 康德二年度禮教概要

### 第一、地方社會教育施設

#### 一、民衆學校

我國民衆の大部分が農を以て生業とし且家庭富裕ならざる爲子弟の教育上時間的經濟的に餘裕を有せざること又現在尙小學校數極めて少きこと及び村落點在して交通に事を缺くこと等の理由に基き短期、餘暇、簡易をその特色とする民衆學校が我國初等教育代行補充施設として持つ役割は極めて大なり、依て本部は康德元年度以降毎年全國に民衆學校振興獎勵金を交付し斯施設の普及發達に力めたり。現在全國總數二、三二六校にして其中私立のもの一〇〇有餘校あり。建國精神に立脚し日常生活に必須なる道徳、知識、技能を授くる目的の下に小學校若は民衆教育館に附設し、小學校若は民衆教育館の教職員をして教師を兼任せしめ、老若男女失學者に對し國民の閑暇時期を選び修身、國語、算數（珠算或は筆算）簡易なる技能及日本語を毎日多くは夜間二時間以上、三ヶ月、六ヶ月若は一ヶ年間授課す教科書は現在主として奉天省教育廳編纂のものを本部認定として使用せしむ。

#### 二、日語講習所

滿日兩國國交の敦厚を加うるに連れ我國民の日語學習熱は益々熾烈を極むるに至れり。現在滿地を除き日語講習所總數二八四、學習者二五、〇〇〇餘にして、殊に康徳二年三月北滿鐵道接收後自系露人間に於ても日語講習所三箇所の設置を見るに至れり。

#### 三、青年訓練所

青年訓練所は最初中央防衛地區治安維持會に於て、主として農村開發の先驅者、保甲制度の中堅分子を養成する目的を以て、康徳元年七月管下十二縣一族に開設したるものにして、同年十二月中央防衛地區治安維持委員會解散と共に夫々關係各省（奉天、吉林）に於て繼受せり。現在は奉天省下に於て梨樹、昌圖、遼寧、雙山の四縣、吉林省下に於て長春、雙陽、九台、德惠、農安、長嶺、乾安、伊通、懷徳の九縣及郭爾羅斯兩旗の一族に於て開設せらる。而して其の終了生は康徳二年十月迄に約二、〇〇〇人にして、其の成績極めて顯著なるものあり。

尙右とは別に、新京地區治安維持會に於て康徳二年一月以降三ヶ月間新京に新京地區保甲青年訓練所を開設し、管下六縣の青洲終了生中最も優秀なるもの各五名宛を選びて再教育を施せり。續いて康徳二年十月より三ヶ月間再び第二回新京地區保甲青年訓練所を開設し、目下實施中なり。

#### 四、講演所

日常社會生活上必須なる諸般の事象中民衆に適切にして興味ある題材を選び通俗的に直接聽覺を通じて教養を與ふことは社會教育上極めて重要な事項なり。講演所は斯目的を達成せんとする施設にして單獨施設なるものあり或は民衆教育館附設なるものありて、講演は毎日若は毎週二定日に之を行ひ民衆教化上效果頗る大なり。

#### 五、民衆教育館

地方社會教育實施の中樞綜合施設として我國諸種社會教育施設中最も重視さるべきものにして、本部は今後益々斯施設の普及發達を計ると共に現狀より更に積極的に民衆の教化及社會教育諸施設間の連絡統制に當らしめんとする意を有せり。現在民衆教育館事業の主なるものは識字處、問事處、講演所、閱報所、閱書室、民衆學校、日語講習所等の舉辦、各種展覽會研究會の開設、體育衛生に關する指導並教化、民衆娯樂の改善指導其他一般的社會教化運動等とす。

#### 六、圖書館及閱報所

地方圖書館數全國六〇、其の中見るべきものは奉天、吉林、龍江各省立圖書館とす。現狀我國民衆の知識程度未だ甚だ低きに拘らず藏書は一般に高級の古書多くして近刊書通俗讀物等極めて少きは民衆教育



振興上甚だ遺憾とするところなるを以て本部は此點に付大いに意を用ひつゝあり。……  
 閱報所は新聞、或は之に通俗的讀物若は雜誌等を配し一般に公開して毎日一定時間自由に閱覽せしめ  
 字、常識教育上効果極めて大なるものあり。新施設は最も大衆的にして且利用狀況頗る活潑なるを以て  
 本部は將來益々之が普及に力を致さんとす單獨施設たるあり或は民衆教育館附設たるあり全國總數四九  
 なり。

七、博 物 館

地方博物館としては奉天省立故宮博物館及び北滿特別區立文物研究所博物館の二ありて前者は奉天城内  
 故宮の中部（大内裏）各所を充て、博物館としたるものにして主として故宮に緣故ある古物を陳列し後  
 者は哈爾濱市内にありて主として北滿地方に於ける生物、産物或は風俗に關する參考資料を陳列す。

全國地方社會教育施設數表（康徳二年七月編）

地方別	民衆學校	日語講習所	講演所	民衆教育館	圖書館	博物館
吉林省	七二	三三	七	一八	五	一
龍江省	二七	二九	一	二	九	一
黑河省	一三	六	一	一	一	一

地方別	民衆學校	日語講習所	講演所	民衆教育館	圖書館	博物館
三省	一四	八	一	七	一	一
江省	三四	六〇	二	一九	四	一
濱省	二九	五	三	四	一	一
閩省	一七二	二一	六	一四	九	一
安東省	一五七一	五九	一九	二四	二	一
奉天省	二六八	二二	三	九	七	一
錦州省	二二三	一九	三	二	二	一
熱河省	四	〇	一	一	一	一
新京特別市	五	四	一	二	一	一
哈爾濱特別市	一	一	一	一	一	一
北滿特別區	三	一	一	一	一	一
興安省	三三六	三四	五	七八	六〇	三
計	二,三三六	三八四	五五	七八	六〇	三

吉林省 全國民衆學校細別數表

縣名	學校數	學級數	職員數	學生數
九台	一四八	三五八	一五八	二〇〇
伊通	一一	一一	一一	二九〇
雙陽	一一	一一	一一	三八六
農安	一一	一一	一一	三〇
吉榆	一一	一一	一一	三八
扶餘	一一	一一	一一	一〇七
長嶺	一一	一一	一一	三三三
乾安	一一	一一	一一	四一五
安廣	一一	一一	一一	六一四
立嶺	一一	一一	一一	九〇
省計	一一一六	一一一八	一一一八	六二〇

龍江省

縣名	學校數	學級數	職員數	學生數
龍江	四	四	四	二四二
立江	一	一	一	四二
水東	一	一	一	九〇
東東	一	一	一	四〇
東東	一	一	一	四〇
龍江	一	一	一	四二
省計	七	九〇	一〇六	四二八

三		江							
縣	名	計	爾	漢	遜	佛	奇	烏	呼
勃	利		浦	河	山	克	瑪		
富	錦								
依	蘭								
禪	川								

九

黑		龍										
縣	名	計	泰	安	洮	洮	關	嫩	依	大	克	通
			來	廣	安	南	通	江	安	齊	山	北

縣名	阿巴	巴圖	察爾	綏遠	呼倫	察哈	雙	關	五	安	賓	旗	計
學校數	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三四
學級數	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四〇
教員數	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	五八
學生數	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二〇〇

縣名	正源	清河	北	源	旗	通	寶	綏	德	興	綏	同	方	計
學校數	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一四
學級數	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一四
教員數	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二〇
學生數	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二〇

間島省

縣名	學校數	學級數	職員數	學生數
延吉	一八	一八	一八	六〇〇
汪清	二二	二二	二二	四九
和龍	三三	三三	三三	七五八
安圖	五三	五三	五三	二五九
輝南	九三	九三	九三	二七五八
計	一九五	一九五	一九五	二二九六
延吉	一八	一八	一八	七〇一
汪清	二二	二二	二二	六六
和龍	三三	三三	三三	五七六
安圖	五三	五三	五三	二六
安東	一一	一一	一一	二九六
莊河	三三	三三	三三	一四
鳳城	八五	八五	八五	一八五
計	一九五	一九五	一九五	二二九六

三

安東省

縣名	學校數	學級數	職員數	學生數
寬甸	三三	三三	三三	五三三
桓仁	六七	六七	六七	二六一
通遼	六七	六七	六七	二三三
撫松	一三	一三	一三	八五
長白	一三	一三	一三	五〇
安東	三三	三三	三三	六七
計	一七四	一七四	一七四	四八五八

奉天省

縣名	學校數	學級數	職員數	學生數
延吉	一四	一四	一四	七三五
汪清	四一	四一	四一	一四八八五
和龍	二二	二二	二二	三二一
安圖	三三	三三	三三	六八〇
輝南	五三	五三	五三	一四八八五
安東	一一	一一	一一	二六
莊河	三三	三三	三三	一四
鳳城	八五	八五	八五	一八五
計	二四	二四	二四	七七五

三

省	錦	北	黑	會
縣	立	銅	山	安
學校數	一	五八	二二	九
學級數	一	五八	二二	九
職員數	五	五八	二二	三六
學生數	四〇	二、五九二	五、五四	二〇〇

錦  
州  
省

龍	興	錦	金	順	源
龍	興	錦	金	順	源
一六九	一六九	一六九	一六九	一六九	一六九
一六九	一六九	一六九	一六九	一六九	一六九
一六九	一六九	一六九	一六九	一六九	一六九
一六九	一六九	一六九	一六九	一六九	一六九

海	豐	新	鐵	法	康	遼	雙	樂	陽	西	東
豐	安	平	民	康	平	源	山	開	原	安	豐
二二九	二二九	二二九	二二九	二二九	二二九	二二九	二二九	二二九	二二九	二二九	二二九
二二九	二二九	二二九	二二九	二二九	二二九	二二九	二二九	二二九	二二九	二二九	二二九
二二九	二二九	二二九	二二九	二二九	二二九	二二九	二二九	二二九	二二九	二二九	二二九
二二九	二二九	二二九	二二九	二二九	二二九	二二九	二二九	二二九	二二九	二二九	二二九

新 京	新 京 特 別 市										
	學 校 數	興	寧	平	霄	凌	凌	建	赤	團	隆
	學 級 數	隆	城	泉	龍	南	源	平	峰	場	化
	學 生 數	計									
四	二 三 四	一 一 一	三 三 三	六 六 六	三 三 三	五 五 五	五 五 五	〇 〇 〇	六 六 六	九 九 九	
四	二 三 四	一 一 一	三 三 三	六 六 六	三 三 三	五 五 五	五 五 五	〇 〇 〇	六 六 六	九 九 九	
五〇六	二 三 四	一 一 一	三 三 三	六 六 六	三 三 三	五 五 五	五 五 五	〇 〇 〇	六 六 六	九 九 九	

一七

熱 河 省	縣	彰 武	卓 新	義 新	朝 陽	錦 西	興 城	綏 中	盤 山
	縣 名	計							
	學 校 數	二 六 八	八	一 〇	七	一 〇	三 九	二 〇	
	學 級 數	二 六 八	八	一 〇	七	一 〇	三 九	二 〇	
職 員 數	七 八 八 九	一 六 五	二 五	三 七 四	一 九 八	三 〇 〇	三 六 五	一 〇 一 六	三 九 三

哈爾濱特別市

哈爾濱	學校數	5	學級數	5	學生數	1100
-----	-----	---	-----	---	-----	------

一八

北滿特別區

設立第一民衆教育館附設	學校數	1	學級數	1	職員數	1	學生數	194
-------------	-----	---	-----	---	-----	---	-----	-----

興安省

興安南省通遼	縣名	學校數	3	學級數	3	職員數	3	學生數	84
--------	----	-----	---	-----	---	-----	---	-----	----

全國民衆教育館表

全國地方圖書館及博物館表

吉林省

1 省立民衆教育館

1 省立圖書館

- 2 永吉縣立民衆教育館
- 3 額穆
- 4 敦化
- 5 磐石縣
- 6 伊通
- 7 雙陽
- 8 長春縣立卡倫
- 9 長春縣立萬寶山
- 10 長春縣立小合隆
- 11 長春縣立雙城堡
- 12 長春縣立朱家城子民衆教育館
- 13 扶餘
- 14 農安
- 15 榆樹
- 16 舒蘭
- 17 九台
- 18 長嶺

- 2 輝甸縣立圖書館
- 3 懷德
- 4 扶餘
- 5 德惠

龍江省

1 省立民衆教育館

1 省立圖書館

一九



16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1  
 通 河 川 呼 蘭 縣 立 民 衆 教 育 館  
 雙 城 縣 立 民 衆 教 育 館  
 五 常 縣 立 民 衆 教 育 館  
 東 州 縣 立 民 衆 教 育 館  
 安 東 縣 立 民 衆 教 育 館  
 延 吉 縣 立 民 衆 教 育 館  
 綏 化 縣 立 民 衆 教 育 館  
 穆 稜 縣 立 民 衆 教 育 館  
 海 倫 縣 立 民 衆 教 育 館  
 東 寧 縣 立 民 衆 教 育 館  
 博 通 縣 立 民 衆 教 育 館

4 3 2 1  
 雙 城 縣 立 圖 書 館  
 巴 彥 縣 立 圖 書 館  
 木 蘭 縣 立 圖 書 館  
 東 興 縣 立 圖 書 館

11 10 9 8 7 6 5 4 3 2  
 黑 龍 江 省 訥 安 縣 立 民 衆 教 育 館  
 林 南 縣 立 民 衆 教 育 館  
 克 東 縣 立 民 衆 教 育 館  
 泰 來 縣 立 民 衆 教 育 館  
 依 蘭 縣 立 民 衆 教 育 館  
 明 水 縣 立 民 衆 教 育 館  
 拜 泉 縣 立 民 衆 教 育 館  
 克 山 縣 立 民 衆 教 育 館  
 通 化 縣 立 民 衆 教 育 館  
 嫩 江 縣 立 民 衆 教 育 館

9 8 7 6 5 4 3 2  
 通 遼 縣 立 民 衆 教 育 館  
 克 山 縣 立 民 衆 教 育 館  
 大 安 縣 立 民 衆 教 育 館  
 洮 南 縣 立 民 衆 教 育 館  
 開 通 縣 立 民 衆 教 育 館  
 突 泉 縣 立 民 衆 教 育 館  
 拜 泉 縣 立 民 衆 教 育 館  
 泰 來 縣 立 民 衆 教 育 館

1 湯 原 縣 立 民 衆 教 育 館

17 書山  
18 休關  
19 賓縣立南關民衆教育館

間島省

1 汪清縣立民衆教育館  
2 琿春  
3 延吉  
4 和龍  
安東省

1 安東縣立圖書館  
2 莊河  
3 鳳城  
4 化安  
5 輯安  
6 長白  
7 寬甸  
8 撫松  
9 桓仁

奉天省

1 奉天市立民衆教育館  
2 遼陽縣立  
3 瀋江  
4 本溪

1 奉天省立博物館  
2 奉天省立圖書館  
3 奉天市立圖書館  
4 撫順縣立圖書館  
5 遼陽  
6 海城  
7 營口  
8 復縣瓦房店  
9 復縣縣立  
10 新民縣立  
11 鐵嶺  
12 法庫  
13 康平  
14 梨樹  
15 昌圖  
16 開原  
17 西安  
18 西豐

錦州省  
1 朝陽縣立民衆教育館  
2 阜新

19 東龍  
20 海龍  
21 興寧  
22 鄭南

二四

熱河省

1 承德縣立民衆教育館  
2 灤平  
3 赤峰  
4 凌源

1 熱河省立圖書館  
2 興隆辦事處立圖書館

1 錦縣立圖書館  
2 北鎮  
3 黑山  
4 台安  
5 盤山  
6 綏中  
7 朝陽

5 凌南  
6 寧城  
7 平泉  
8 建平  
9 豐寧

新京特別市  
1 新京特別市立民衆教育館  
哈爾濱特別市  
1 哈爾濱特別市立民衆教育館  
2 哈爾濱特別市立民衆教育館  
北滿特別區

1 新京特別市立圖書館  
1 哈爾濱特別市立圖書館  
1 北滿特別區立文物研究所博物館

二五

## 第二、教化事業

### 一、電影教育

本部は大同元年以降數次に亘り全國各樞要地に電影巡映班を派遣し直接民衆の視覺に訴えて其の教化上多大の効果を收めたり。然るに康徳二年度以降は本部自ら主催する巡映は之を中止し、主として之を地方各機關の手に委ね専らその統制及電影片の配給に當ることとせり。此の方針の下に映寫機を交付せる省は、吉林、龍江、間島、安東の四省にして、其他奉天、錦州、熱河、濱江、三江等各省は既に從來より自らの映寫機を所有せり。斯く將來は全國各地方機關に對して漸次に電影施設を充實せしむる方針にして而して本部所蔵の電影片は常に地方各省に對して巡回配給、以て大いに利用せしめつゝあり。現在の在庫電影片は五二種類、一一〇卷なり。

### 二、無線電教育

放送教育に關しては、康徳元年十一月新京放送局百キロ放送開始以來、放送局と連絡を取りて成人講座の設定、講師推薦、收音機の普及獎勵等常に其の利用及普及に努めつゝあり。然れ共全國の教育教化機關或は個人等に於て收音機を設置せるもの未だ極めて少し。

### 三、民衆娛樂

我國には古來より演劇、舞踊、歌謠、遊戲等に於て各種各様の娛樂の發達せるもの極めて多し。之等の娛樂のうち、健全善良なるものは之を發達普及せしめ、然らざるものは之を矯正し、以て娛樂を通じて民心の慰安、情操の陶冶、思想の善導に資せんとす。目下本部は全國民衆娛樂の種類内容等に就きて調査中なれども我國民衆の間に行はる娛樂の代表的なるものは凡そ左の如し。

#### 甲、營利的の娛樂

戲劇(新舊劇)、電影、馬戲、影戲、跳舞、評劇、鼓書、相聲、三絃技戲、彈詞等

#### 乙、休閒的の娛樂

讀樂絲竹、留聲機、無線電收音機、雙簧、龍灯、高蹺、旱船、秧歌、馬灯、神會、奏腔、時調、圍象棋、同樂佳節遊賞等會

全國民衆娛樂場數表 (康徳二年六月末現在)

省別	種別	劇場數	電影院數	茶社遊藝數	俱樂部數	公園數	其他	總計
新京特別市		二	一	四	一	一	一	九

總計	北滿特別區	哈爾濱特別市	黑龍省	熱河省	三省	開江省	濱江省	龍江省	吉林省	錦州省	安東省	奉天省
九三	三	二	一	五	五	五	八	二	二	三	六	三〇
三	一	一	一	一	一	一	一	三	二	一	三	八
一六六	一	一	一	五	六	一	八	二	二	三	三	七九
三〇	九	一	一	一	一	五	一	三	一	一	一	七
三九	二	一	三	一	三	三	八	四	一	二	一	一〇
一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇
三六九	一六	二六	六	一	一六	二	三五	三四	二七	一八	一四	一四四

二八

農村は我國社會構成の基本的形態にして従て農村の振否は與て國家將來の伸展如何を左右するものたる

ことは敢て言辭を要せざるところなり。然るに我國農村の實狀は不幸にして樂觀を許さず、引續く天災  
 匪患は甚だしく農家經濟を疲弊せしめ、加うるに永年に亘る災禍は極端なる民心の萎靡退墮を醸し、所  
 謂沒法子の思想は農民の向上心を著しく阻害するに至れり、本部は此に鑑み先づ特定農村を指定して之  
 に獻身的熱力ある優良指導者を配置し、教化に依る民心の強化向上を計り、農村疲弊の根本原因を除  
 去して一箇の模範農村を確立し之が影響を四鄰に及ぼし、以て徐々に全國農村の精神的附物質的建設に  
 資せしめんことを期し康徳元年十一月奉天省瀋陽縣第二區古城子村を教化建設村として指定したり、其  
 の成績頗る良好にして指定後約一年にして既に同村を中心とする十二箇村の農產物品評會並賞品授與式  
 の舉行を見るに至れる狀況なり。古城子村の外同時期に吉林省九台縣内頭道溝をも教化建設村として指  
 定し、目下著々施設經營中なり。

### 第三、社會教育指導者養成

#### 一、社會教育指導者講習

學校教育に於て優良教師の必要なる如く社會教育に於ても之に劣らざる指導者を要するや言を俟たず而  
 して建國創早未だ完備せる社會教育指導者養成機關を求むるを得ざる現狀に於て最も手近なる指導者養

成方法として且又全國無連絡に放置さるゝ各地社會教育關係者の連絡統制の手段として本講習の持つ意義は極めて重大なりと謂はざるべからず、本講習は講習及び座談會を以てなり期間二日、各省公署所在地に於て左記の如く開催し、その成績概ね良好なり、將來は可成講習期間を延長し益々その内容充實を計る方針なり。

文教部主催社會教育指導者講習會

會次	開催場所	期日	講習員
第一回	奉天省 錦州	康德元年五月二十一日	四九
第二回	吉林省 吉林	九月四日	六一
第三回	黑龍江省 齊齊哈爾	十月十三日	七八
第四回	熱河省 承德	康德二年五月二十一日	五〇
第五回	浙江省 哈爾濱	九月廿七日	九〇
第六回	安徽省 東	十月六日	五〇

右の外康德二年十一月奉天省は第一回省主催地方社會教育講習會を海城縣に於て實施せり。

二、社會教育指導者講習會

凡そ社會教育指導の任に當る者は單に知識經驗に富むのみならず宜敷熱意ある眞摯なる人格の所有者ならざる可からず然るに我國地方に於ては未だ其の人に乏し。是に於て本部は地方社會教育指導の中堅人物を養成する目的を以て、康德元年度以降年々全國各省より優良なる人物を選抜せしめ一年間之を友邦日本に留學派遣せしむることとせり。其の状況左の如し。

第一回派遣

留學先 熊本縣立青年學校教員養成所 七名

青森縣立青年學校教員養成所 三名

期間 自康德元年十二月至康德二年十一月

第二回派遣 目下派遣の準備手續中

留學先 熊本縣立青年學校教員養成所 五名

青森縣立青年學校教員養成所 五名

期間 自康德二年十二月至康德三年十一月

#### 第四、教化及修養團體

##### 一、童子團

青少年に對する奉公、奉仕精神の涵養徹底を圖る爲大同元年九月滿洲國童子團聯盟を結成し中央に本部を置き地方に地方聯盟を置き一定の誓詞、規律、標語の下に全國的實際運動を起すに至れり。而して運動の主眼を先づ指導者の養成に置き大同元年以降毎年適當なる地を選び日本より講師を聘して童子團指導者實修所を開設し其の終了者數三〇〇名以上に達す、現在地方聯盟は開島省を除く九省一特別市及北滿特別區の十二なり。

##### 二、青年團

從來地方に於て青年團の設立せらるゝものありと雖、其の數未だ三〇に充たず又其の内容の特に舉ぐべきものなく、青年團の組織及統制に關しては一に今後の積極的且慎重たる施設指導に俟つ處多し。

##### 三、婦女團

婦女團に關しても青年團と略同様なり、其の數四〇に充たず。然れ共最近（康德二年九月）滿洲帝國國防婦女會の組織せらるゝありて、婦女運動は漸く其の動きを見せんとしつゝあり。

#### 四、教化團體

我國の教化團體は比較的夙より發達せるものあり、其の最大なるものを萬國道德會滿洲國總會及孔學總會となす。前者は新京に其の本部を有し、各省に省總分會、更に分會支會を有し、其の分布殆ど全國に普く、中、小學校、民衆學校、講演所等各種の教育的施設を經營す。後者は本部を奉天に置き、附近各縣に分支會を有し、孔聖の教を普及せしむるを以て主たる目的となす。

此の外地方に各種の教化團體あり。又回々教徒の團體たる伊斯蘭協會、或は世界紅十字會、世界大同佛教會等も夫々一面教化團體としての活動をなす。

#### 第五、禮俗事業

##### 一、孝子節婦表彰

東洋古來の孝悌仁義の美德を宣揚する目的を以て全國に亘り、孝子節婦並に社會教化上功績著しいものを選び之に彰狀銀盾を授與し其の行を表彰す。本年度に於ける表彰者數は孝子女十六名、節婦九十四名、烈婦一名、社會教化上功績顯著なるもの二十八名の豫定なり。

##### 二、敬老禮節

至聖孔子も孝悌而好犯上者鮮と曰へる如く郷里の爲に道を説き若者の爲に範たるべき徳行高き八十歳以上の古老を選び身小に酒食を以てし且紀念として之に敬老奉を授與し普く國民に孝悌の尊ぶべき所以を知らしめんとするものなり、康徳元年度に於ては一九名を選定せり。

### 三、文廟祭祀

王道建國の大精神に基き民國革命以來廢止せられたる文廟祭祀を復興して國民精神の涵養に資せんとし毎年春秋上下の日に全國に亘り盛大なる祭典を執行す。康徳二年度に於ては春期を三月十二日秋期を八月廿九日に執行せり。

### 四、圖書

圖書は祭典に使用する標本にしてこれが保存を圖る爲に圖書社を創立し以て學生を養成す。新京西二道街孔子廟内に置く。

## 第六、國立圖書館

奉天國立圖書館は舊東北大學其他に所蔵せる文獻が事變の爲散逸する事を恐れ、關東軍の厚意により之を一處に保管する事となり奉天城内舊張學良邸を之に充て、大同元年八月一日より圖書の整理に従事せり。

本圖書館は四庫全書、殿版を始め其他多數の滿文圖書を收蔵する所にその特色を有す。尙圖書館季刊に發表せる善本の一部を示せば次の如きものあり。

毛詩傳箋七卷 明馬應龍孫開校刻本

明仿宋相台本左傳集解三十卷

四書章句集註 明刊本

重刊改併五音類聚四聲篇海集韻十五卷 嘉靖己未修補本

國朝八册 鈔本

遼乘備徵不分卷 稿本

順治以來繫年要錄一百三十卷 稿本

漢唐宋名臣錄五卷 明萬曆三十四年刊本

皇明史編一百五卷 明崇禎戊寅敦好齋藏版

文獻通考三百四十八卷 嘉靖三年內府刊本

同 明馮天敏校刊本

王仁棧批校管子 稿本



自警編五卷 宋端平元年九江郡齋刊本  
 陽明先生外集九卷別錄十卷 嘉靖三十七年刊本  
 遜志齋集二十四卷附錄一卷 明正德年刊本  
 東坡全集七十五卷 萬曆丙午刊本  
 六家文選六十卷 明嘉靖己酉袁聚仿宋刊本  
 元曲選十集 萬曆四十四年刊本  
 列朝詩集九十一卷 清順治九年汲古閣刻本

尙本圖書館に於ては前清時代の滿文檔案の整理を行ひつゝ、ありてその檔案は概ね各朝に亘れとも特に乾隆時代のもの多く、事項上よりすれば銀兩、儀券等に關するもの多し。其の外遼陵より出たる哀冊を一書に纏めたる遼陵石刻集録及び日文瀾園四庫提要を出版せり。

第七、國立博物館

國立博物館は滿洲各地に散在する古美術、藝術品を收藏せん爲に計畫せられ康徳二年六月一日盛大にこれが開館を見たり。(奉天十緯路舊湯玉麟邸)

その陳列品は皆て湯玉麟氏が熱河の喇嘛廟より搜括したる乾隆時代の佛像、佛塔、服飾同じく湯氏の擡取致せし、熱河離宮内舊藏にかゝる周漢の銅器、景泰藍の香爐、花瓶、康熙年刊遼東山莊園木版畫、乾隆帝親征圖並に瀾園の銅版畫、清朝諸帝の御筆その他宋遼金元時代の陶磁器並に書畫、遼金の鐘鏡、羅蒙堂氏寄贈の支那歴代瓦當、漢六朝唐の泥俑、武進陶湘氏より購入せる魏齊隋唐の墓誌石刻等なり。その他別館に陳列せる遼朝聖宗興宗道宗諸帝后の契丹文及漢文の哀冊石刻(白塔子出土)遼時代の綠釉黃釉白釉の鶏冠壺の類乃至は毎年秋期に展覽せられる宋元明清時代の刻絲絲繡は蓋し當博物館の白眉たり。

陳列内容左の如し

- 第一室 佛 像 七點
- 第二室 服 飾 一六點
- 第三室 佛像及佛器 八〇點
- 第四室 銅 器 三八點
- 第五室 銅器及陶器 銅器一四點 土器一四一點
- 第六室 陶 磁 器 九六點

第七室	織	五八點
第八室	景	二六點
第九室	文房及什器	七六點
第十室	銅版	一二點
第十一室	清時代書畫	二八點
第十二室	御筆	八點
第十三室	御筆	一六點
第十四室	明清時代書畫	一四點
第十五室	明清時代書畫	九點
第十六室	宋元時代書畫	一一點
第十七室	寶座	一六點
第十八室	絲織	一七點
第十九室	刻	一九點
第二十室	明	一九點

第二十一室	書	四六點
第二十二室	古代遺品	八六點
廊路	掛屏	二三點
別室	基	四八點
計		一、〇二四點

圖書博物館陳列品目録  
長印宋元明清絲織精品(叢刊第一册)

### 第八、文化事業

#### 一、學術印刷物

1、清朝實錄の印行 清朝十代の實錄並に滿洲實錄は正史の根本史料となるものにて、史實の研究上如何に重大なるかは敢て贅言を要せず。従て之が保存普及の目的を以て康徳二年正月以降繼續して三〇〇部(一部二〇〇餘冊)の印刷複製をなすべしあり、康徳三年六月印刷完了の預定なり。

口、纂輯英華印行 中央銀行所蔵の宋、明、清四代に属する刻本(日本のつれづれ織出類するもの)糸  
 繡六〇部を影印し(之に纂輯英華と名附く)内外の文化機關に頒たんとし、本年六月迄以て印刷  
 上完了也(本印刷物係上下五百冊にしてその内容は原色版を使用し劃期的のものである。別に漢、日、  
 英の解題三冊を附す) 四〇

ハ、檔案整理並出版 編振玉氏の旅順所蔵の明末清初の檔案(文書)を整理印行す。尙當所の出版物左  
 の如し。

大庫史料目錄(附編)成編に至る五册 十卷

明季史料彙編(五册)

國朝史料零拾 二卷 二册

史料彙編第一集 六册

宋程段三先生年譜 一册

西夏韻統(一册)

太祖高皇帝實錄影印(原稿殘缺本)稿本三種 四册

二、避暑山莊及八大寺

大同二年以降關野貞博士及伊東忠太博士に依頼して熱河避暑山莊及八大寺等の概括的調査をなし、その  
 結果に基づき康徳四年七月以降承德に熱河重修工務所を置き、技術囑託六名を派して左記建築物の立體的  
 調査、製圖作製に當らしめつゝあり。尙工務所囑託として別に工博伊藤忠太氏及同村田治郎氏を委囑  
 せり。

普寧寺(大佛寺) 乾隆二十年

普佑寺 乾隆四十五年

須彌福壽廟(札什倫布俗稱行宮) 乾隆三十五年

普陀宗乘廟(補陀洛) 康熙五十二年

普仁寺 乾隆三十四年

溥善寺 乾隆三十一年

溥樂寺(圓亭子) 乾隆三十四年

宏遠廟(伊犁廟) 乾隆三十九年

殊像寺(以上八大寺) 乾隆三十九年

瀋陽正殿  
離宮塔  
乾隆時代

四二

### 第九、建國史篇纂

本事業は滿洲建國の経緯並に建國後の國情を明かにし、以て後世の認識に備へ、併せて盛國の理想を永遠に傳へんとするものにして、康徳元年六月事業を開始し、目下豫定計畫に基き資料蒐集中なり。

### 第十、語學講習所

本講習所は政府官吏に對する語學の講習をなし、公務運用の圓滑、事務能率の増進、及相互の意思疏通を圖るを目的として、大同元年八月一日開所し、爾後回を重ねる事七回、すでに一、一八七名の畢業生及肄業生を出し多大の成績を挙げつゝあり。

講習科目は滿洲國語、日本語の二科とし、之を各四部に分ち、第一部は初歩、第二歩は中等程度、第三部第四部に於て高等なる課程を授く。現在講師は日本人七名、滿人七名にして、夫々官東中滿日兩語

に精通せる者を選びて濬囑せるものなり。

### 第十一、古蹟古物天然紀念物調査及保存

我國は悠久なる歴史と遼瀾なる版圖を有し、古蹟古物天然紀念物等頗る多し。

本部はこれら古蹟古物天然紀念物を防ぎ適當なる保存施設を講じ、以て一面には自然尊重、趣味心の向上、郷土愛護の精神を涵養し、國民精神の作興に資し、他の一面に於ては學術研究の資料となし、世界文運の發達に寄與せんことを力めつゝあり。即ち、大同二年七月古蹟保存法を制定し、同年九月部令を以て同法施行規則を公布し、古蹟、及城寨、烽火台、驛站、廟宇、陶器等の遺跡並に貝殼、石器、土器、骨角類を埋藏する先史遺物の破壊滅失を防止し、文教部大臣の許可ある場合を除くの外、現狀を變異し、又は其の保存に影響を及ぼすべき行為をなすことを得ざらしめ、また古物及天然紀念物に關しても國民に對して保存思想の普及を圖ると共に、地方官廳をして暫行的保存方法を講ぜしむ。また地方官廳に命じて提出せしめたる調査表は別表の如くにして、これらに基き實地、文獻の兩方面より調査を進めつゝありて、近く系統的立場より指定をなす予定なり。現在までの調査狀況次の如し

#### 1、東京城の調査

四三

東京城は寧安縣に在り、渤海の國都忽汗城（上京龍泉府）の遺蹟にして、大同二年東京帝大原田淑  
入助教授を依頼して之が調査をなせり。

四四

其の結果四個の宮殿趾並に各宮殿を繋ぐ廻廊等を發見し尙石獅子頭各種瓦の類の磚尾等の發掘品  
を見たりが遺物として第一に擧ぐべきは興隆寺の石燈籠なるん。

關帝廟 遼天慶六年釋迦佛舍利塔碑  
金八角陀羅尼經幢  
南塔 遼代創築  
在順寺伽藍 清代  
關帝廟 清代

ニ、錦州地方調査

康徳二年度に於いては八木獎三郎氏を委嘱して、北鎮縣、錦縣、錦西縣、興城縣、義縣等の古蹟調  
査を行へり。その結果價值ありと認められたるもの左の如し。

- 北鎮縣 北鎮廟
- 雙塔
- 石屏
- 錦西縣 金代佛塔
- 金代碑石
- 興城縣 城郭
- 文廟
- 義縣 萬佛堂
- 義縣 奉國寺

四五

本、輯安高句麗古墳査調  
康徳二年輯安に於ける高句麗古墳を調査し且その壁畫の撮影模寫をなせり。從來知られたる古蹟左  
の如し。

- 舞 踊 塚
  - 角 抵 塚
  - 三 室 塚
  - 環 紋 塚
  - 文 字 塚
  - 曠 穴 塚
- 尙國內に於ける著名なる古蹟の一部を列舉せん
- 析 木 城 (海城縣)
  - 扶餘城趾 (農安縣)
  - 大金得勝陀碑 (扶餘縣)
  - 高句麗遺跡 (輯安縣)

- 白 城 趾 (阿城縣)
- 慶 陵 (遼陵) (巴林右翼旗)
- 萬 佛 堂 (義縣)
- 古 塔 (朝陽縣)
- 古 塔 (錦縣)
- 古 碑 (元代) (烏丹城)
- 大名古城 (寧城縣)

第十二、地方文廟ノ保存

地方文廟中には歴史古く廟宇建築の立派なるものあり。祀孔典禮執行の廟として常に壯嚴清雅ならしめ  
ざるへからず。本部はこれら文廟の破損せしもの修理計畫に對し補助をなすと共に、地方の情勢によ  
り新建計畫の可能と認めらるるものには國家財政の現狀を配量して遂次これに補助助成しつつあり。

全國文廟表

省名 奉天省

省名	縣名	廟名	位置	建設年月
奉天省	遼陽	文廟	城內東南隅	清天聰三年
	遼陽	文廟	城內東南隅	明洪武年間
	遼陽	文廟	城內廣石山	清雍正五年
	營口	文廟	營子南街	民國五年
	營口	文廟	城內東南隅	清康熙年間
	復縣	文廟	城內東南隅	明代
	岫巖	文廟	城外東南隅	清同治九年
	岫巖	文廟	城外東南隅	清光緒三年
	鳳城	文廟	城內東南隅	民國八年十二月
	鳳城	文廟	城內東南隅	民國八年
	本溪	文廟	城內東南隅	清光緒二十八年
	本溪	文廟	城內東南隅	民國拾壹年
	海龍	文廟	城內東南隅	民國拾六年
	海龍	文廟	城內東南隅	民國十二年
西豐	文廟	縣中央之 縣立第一 初中小學校院內東南隅	民國十一年	
西豐	文廟	城內東南隅	清康熙四年	
開原	文廟	城內東南隅	清康熙三十年八月	
開原	文廟	城內東南隅		

錦州省

吉林省

省名	縣名	廟名	位置	建設年月
錦州省	昌圖	文廟	城內東南隅	清同治七年
	梨樹	文廟	縣城東南隅	清光緒五年四月
	懷德	文廟	縣城東南隅	清光緒五年
	遼寧	文廟	城東南隅	民國九年
	遼寧	文廟	城東南隅	民國拾年
	通遼	文廟	縣城東南隅	清光緒九年
	通遼	文廟	縣城東南隅	清光緒十三年
	康平	文廟	縣城東南隅	民國十四年一月
	新民	文廟	縣城東南隅	元代
	新民	文廟	縣城東南隅	
	北鎮	文廟	城內北街陳橋胡同	明正統元年
	北鎮	文廟	城內北街陳橋胡同	民國拾年
	義縣	文廟	城內東南隅	明宣德五年
	義縣	文廟	城內東南隅	民國十三年八月
吉林省	永吉	文廟	縣城外東北	清同治十年
	永吉	文廟	縣城外東北	民國十六年七月
	長安	文廟	縣城東南隅	清光緒十九年
	長安	文廟	縣城東南隅	清同治十二年
伊通	文廟	縣城東南隅	清光緒十四年	





### 第十三、宗 教

五二

我が滿洲國は多民族を擁してその宗教も種々雑多なり。

一、佛教 佛教は高句麗時代に滿洲に入り、遼金の時代より汎く傳播され、その宗派には多數ありと雖もそれは寧ろ學派の名稱と見るべきものにして、同じ寺院にして二つ以上の名稱を探るものあり。その主なるものは、臨濟、天台、淨土、眞言等なり。一般に宗教の教育に至らず、僧侶は教理に興味にして、經文を口誦し、念佛を唱ふるに過ぎず。積極的に社會的活動なきも、近來滿洲の産みし傑僧優盧の新興佛教運動あり、それが弟子にして哈爾濱極樂寺、營口楞嚴寺、新京般若寺、奉天慈恩寺等の高僧の新興覺醒教義運動は漸く民衆に呼びかけつゝあり。これらは宣講所、流通所(佛書頒布所)などを設け、または佛教會、居士林などの如き知識階級者の修養道場を經營せり。また五十嵐氏は滿洲佛道教の代表者十名を日本に引率して、日本佛教との提携を圖り、康德元年七月日本に於て開かれし汎太平洋佛教會議には哈爾濱極樂寺の如光法師團長として廿四人を引率して出席し、佛教的信念より國民相互の融和を期し、且これら出席者は歸國後その學びたる所によりて、大乘的生命に呼び返さんとしつゝあり。また特に茲に記すべきは哈爾濱極樂寺と日本天台宗(山門)

との交換留學生にして、現在比叡山に滞在の滿僧八人、哈爾濱極樂寺に滞在の日本青年僧七人あり、その將來の活動を注目さる。

二、喇嘛教 本教は西藏に起りたるものにして、佛教の一派と見るを得べく、宗派には紅派と黃派とあるも、滿洲國のは概ね黃派に屬す。僧侶の階級は截然として、その勤行は一齋に佛堂に參會して陀羅尼の經文を讀誦す。興安、熱河地方に多數の信者あり。大谷光瑞氏は本年四月茂林廟の喇嘛僧五人を京都に留學せしめらる。

三、道教 本教は古來より朝廷の保護甚だ厚く、一般民衆に最もよく流布され、滿洲に於ける民間信仰は道教に盡くと言ふも過言ならず。宗派には龍門以下多數あるも、名目のみにして區別明ならず、祭神には周公、老子、胡三大爺、玉皇、關帝、娘々を祭る。道士は妻帯せず、總髮を結び、道冠を戴く。多くは無爲にして積極的に民衆を教化する力なし。千山の無量觀、奉天の太清宮等は有名なり。

四、回教 回教の滿洲に入りたるは比較的近代の事にして百數十年前頃の事と考へらる。現に奉天には清朝初期の清真寺も殘存す。現在滿洲に於ける信者は約六十萬なり。

五、基督教(新教) 本教は古くより景教として知られ、滿洲傳道はウィリヤム氏が一八六六年に滿

五三

洲傳道旅行をせしに始まり、爾來教勢消長ありしも現在十餘萬の信徒あり、外國宣教師のみにても約三百人にして、彼等は布教の傍ら地方民に醫療を施し、農業を教へ、或は小學校を設立して一般民衆を教育し、教會は土民慰安の場所たり。

(舊教) 天主教、希臘教何れも相當數あり。特に前者は古くより天主教と呼ばれて新教と明らかに區別され、十四世紀に蒙古に、十七世紀に滿洲に入りたり。爾來教線を擴張して今や山間僻地に至るなく、全國を奉天、吉林、撫順、四平街、齊々哈爾、延吉、依蘭、熱河、赤峰の九教區に分ち、各教區に一名の司教をおき、布教組織整然たり。現在教徒數十萬、宣教師三百人あり。

これらの諸宗教も近年軍閥稅收の後を受けて漸次國民の精神生活に對する指導生命を失はんとしつゝあり。政府は信教の自由を許すと共にその自治的發展の助長を圖り、また社會に害毒を及ぼすが如き宗教に對ては嚴としてこれを排撃し宗教本來の使命に立かへるべく指導しつゝあり。

## 附 錄

一、節孝褒揚の件  
(康徳元年三月一日國務院訓令第二號)  
文教部に令す

本日

皇帝尊極禮成る本大臣目を奉じ節孝を褒揚して以て綱常を重んじ耆老を敬式して以て禮俗を敦ふべく  
貴部に令し誠を竭して奉行し以て皇帝風化を助成するの至意に副はしむ此に令す

二、孝子節婦表彰暫行規程

(大同二年二月二十日文教部令第一號)

改正 康徳元年三月勅令第一一號(基本法帝室篇第二章第一款参照)

茲に孝子節婦等表彰暫行規程を制定し之を公布す

孝子節婦表彰暫行規程

第一條 孝子節婦義僕等の類及社會教化上功績顯著にして國民の模範たるべき者は本規定に依り文教部  
大臣之を表彰す

第二條 各省長(東省)特別區長官及新京特別市長は前條に該當するものあるときは左の事項を具し之

を文教部大臣に申請すべし

一、姓 名

二、年 齢

三、本 籍

四、現 住 所

五、家族及家庭状況

六、経 歴

七、表彰の事由

五六

第三條 文教部大臣は表彰すべきものと認むる者には表彰状及賞品を授與す

表彰せらるべき者死亡したる時は之を遺族に授與す

第四條 本規程は團體にも之を適用す

第五本 規程は公布の日より之を施行す

三、敬老 準 則

(大同三年一月二十四日文教部訓令第八號)

改正 康徳元年三月勅令第一一號(基本法帝室編第二章第一款参照)

奉天省長  
北滿特別區長官ニ令ス  
新京特別市長

古は賢能を賞與し時に酒食を享るは蓋し孝弟を教へ民に尊ぶ所を示すにあり是を以て養老の禮は右虞に  
始り郷飲酒の禮は周室に於て重せられたり兩漢以後三老五更は代々之を尊養せり夫れ俊傑の士は壯にし  
て力を國家に敵す故に老では之を庠序に養はざれば天下を勸誘する所以に於て缺くる所なからんや孔子  
曰く吾れ郷を觀て王道の易々なるを知りたりと我が滿洲國を建て王道を推崇し後進の爲す所は必ずや法  
を先覺に取る養老の禮は今に之を見られずと雖も其の敬を長老に致す所以のものは固より表見する所あ  
るなり本部は此に鑑み爰に敬老準則を擬定し本令と共に送付するを以て貴省長は速に所屬に轉令し明確  
に調査の上二月十日前に取纏めて報告すべし遲延する勿れ此に令す

敬 老 準 則

一、凡そ八十歳以上の老人にして德行兼備し素より郷里に稱さるる者又は後生を訓導し民俗を糾正し成  
績のある者又は地方に對して顯著なる功績公益事實のある者は之を表彰することを得  
一、凡そ前項の規定に該當する者は各省區市長より左記事實を具し文教部の審査を請ふべし

五七

- 一、氏 名
  - 二、年 齡
  - 三、原 籍
  - 四、家族及其の狀況
  - 五、現 住 所
  - 六、經 歴
  - 七、表 彰 理 由
- 一、文教部大臣は表彰すべしと認めたる者に對しては表彰狀又は賞品を給す

四、古蹟保存法

(大正二年七月一日敕令第五六號)

改正 康徳元年三月勅令第一一號(基本法律帝室勅令第二章第一款參照)

茲に參議府の諮詢を経て古蹟保存法を制定し之を公布せしむ

(國務總理、文教部總長、副署)

古蹟保存法

- 第一條 本法に於て古蹟と稱するは古墳及城塞、烽燧台、驛站、廟宇、陶器等の遺址戰地其他史實に關係ある遺蹟並に貝殻、石器、土器骨角器類を埋藏する先史遺蹟を謂ふ
- 第二條 古蹟を發見したる者は遲滞なく北滿特別區長官、特別市長、縣長又は市長其他之に準ずる官署の長官に届出づべし
- 第三條 古蹟にして其の所有者の知れざるものは國の所有とす
- 第四條 古蹟の調査に關し必要あるときは當該吏員は他人の土地に立入り土地の發掘、障礙物の撤去、標石標柱の建設等の行爲を爲すことを得
- 第五條 特に保存の必要ありと認むる古蹟は文教部大臣之を指定す
- 第六條 文教部大臣は指定古蹟の保存に關し地域を定めて一定の行爲を禁止若は制限し又は所有者若は管理者に一定の措置を命ずることを得
- 第七條 第四條の規定に依る行爲又は前條の規定に依る處分若は措置に依り損害を被りたる私人に對しては文教部大臣は其の相當と認むる補償をなすことを得
- 第八條 文教部大臣の許可ある場合を除くの外古蹟の現狀を變更し又は其の保存に影響を及ぼすべき行爲を爲すことを得ず

六〇  
國に於て道路、鐵道其他公益に關する事業のため古蹟の現状を變更するの必要を生じたる場合に於ては當該官廳は豫め文教部大臣と協議すべし但し急を要する場合に於ては未指定の古蹟に限り機宜の措置を爲し文教部大臣に其の旨通告することを得

第九條 國有の指定古蹟は文教部大臣之を管理す

公共用又は公用に供する國有の指定古蹟の管理に付ては文教部大臣主管官署と協議の上之を定む

第十條 第二條の規定に違反したる者は二十圓以下の罰金に處す

第十一條 第六條の規定に依る禁止若は制限を侵し又は同條の規定に依る命令に違反したる者は百圓以下の罰金に處す

第十二條 第八條第一項の規定に違反したる者は六ヶ月以下の有期徒刑拘役又は二百圓以下の罰金に處す

第十三條 古蹟を損壞又は毀棄したる者は五年以下の有期徒刑拘役又は千圓以下の罰金に處す

第十四條 本法施行に關し必要なる規定は文教部大臣之を定む

附 則

第十五條 現に古蹟を所有し又は管理する者は本法施行後一年以内に北滿特別區長官、特別市長、縣長

又は市長其の他之に準する官署の長官に届出づべし  
前項に關しては第十條の規定を準用す

第十六條 本法に於て文教部大臣及縣長とあるは興安省にありては興安總署長官及縣長又は旗長とす

第十七條 本法は公布の日より之を施行す

五、古蹟保存法施行規則

(大同二年九月十二日文教部令第四號)

改正 康徳元年三月勅令第一一號(基本法律帝室篇第二章第一款參照)

茲に古蹟保存法施行規則を制定し公布す

古蹟保存法施行規則

第一條 古蹟保存法第二條に依る届出は發見年月日、所在地、現状及所有者の有無を具して之を爲すべし

第二條 古蹟の所有者又は管理人に變更ありたるときは新所有者又は新管理者より其の旨北滿特別區長官、特別市長、縣長又は市長其の他之に準する官署の長官に届出づべし

第三條 古蹟保存法第二條及第十五條又は前條に依り届出を受けたる官署は遲滞なく之を文教部大臣に

報告すべし

第四條 古蹟保存法第四條に依る行為を爲さんとする當該調査員は別に定むる證券を携帯すべし

第五條 文教部大臣古蹟の指定を爲し又は其の指定を解除したるときは政府公報を以て之を告示す

第六條 省長、北滿特別區長官、特別市長は古蹟保存法第五條に依る指定以前に於て必要ある場合假指定を爲し又は其の解除を爲すことを得  
前項に依り假指定又は其の解除を爲したる場合には之を文教部大臣に報告すべし

第七條 古蹟保存法第八條第一項に依る許可を受けんとする場合及同第二項に依る協議の際に於ては左の事項を具陳すべし

- 一、目的
- 二、古蹟の種類
- 三、古蹟の所在地
- 四、發掘又は現状變更若くは保存に影響ある行為の仕様
- 五、著手の年月日
- 六、所有者の有無

六二

第八條 文教部大臣は古蹟保存法第八條に依り許可又は承認を與ふる場合に於て制限を附することを得  
第九條 古蹟保存法第四條又は第八條に依る行為を爲す際に埋藏物を發見したる場合は埋藏の現状等に關する詳細なる記録及其の目錄を文教部大臣に提出すべし  
第十條 文教部大臣は省、北滿特別區、特別市、縣又は市其の他之に準する官署をして國有の指定古蹟を管理せしむることを得

附 則

第十一條 古蹟保存法第十五條に依る届出は所在地、現状及記録傳説等を具して之を爲すべし  
第十二條 本規則は公布の日より之を施行す

六、古蹟保存法及同法施行規則制定の要旨

(大同二年九月十三日文教部訓令第九八號)

改正 康徳元年三月勅令第一一號(基本法帝室篇第二章第一款參照)

古蹟保存法及古蹟保存法施行規則は既に教令と部令とを以て前後して公布されたり茲に該法制定の主旨並に施行上注意すべき點を闡明せんが爲め特に之を左に附記す省長貴長官は宜しく國家立法の本旨を體し力市長を協せて遵行し以て古蹟保存の目的達成に努むると共に此旨を所屬に通令して一體に遵行せしむべし切

六三

切此に令す

古蹟保存法及古蹟保存法施行規則制定の要旨と其の施行上の注意事項

- 一、古蹟は人類の進化民族の興亡及文化の變遷を考究するに必要な印徴にして人文の發達隆盛に關係する所甚だ深し我滿洲國は歴史極て古く版圖遼闊なり隨て國內に存在する古蹟も亦甚だ夥く種類も又繁雜なれば亟かに法を設け之を保存して其の破壊毀滅を防ぎ學者の充分なる研究に資することは國家肇創の始に當然爲すべきことなるのみならず又世界文化の進展に貢獻するものなり
- 二、古蹟保存の目的は苟くも古蹟に屬すべきものを保護するにあり其已に確定せる古蹟は勿論新發見の古蹟も亦文教部大臣の許可を経るに非れば其現狀の變更は勿論其れが保存に影響を恐れる一切の行爲も之を許さず又土地の墾耕墾鑿等に因り偶然にも古蹟と思はれるる節あるものを發見したる時は直に主管官廳に報告すべきものにして若し之に反して依然作業を繼續するものは之を本法に違反せるものと認む

六四

- 三、文教部大臣派遣の吏員或は文教部大臣より許可を與えたる官廳及人民等は本法第四條の規定内に「古蹟調査に必要の場合には調査員は他人の土地内に立入ることを得」云々の語あれども漫りに無限に立入るべきものにあらず其の爲め施行規則中に於て明らかに該調査員は必ず證明券を携帯し土地所有者

に提示して其の承諾を求むべしと規定せるものにして若し證明券なくして調査を求められたる場合土地所有者は之を拒絶すべし

- 四、古蹟中特別保存の必要ありと認むる時は之に對して指定又は假指定をなし國家に於て適當の保管をなすことを得之が爲めに指定の古蹟に關して「一定の地域を劃して一般人民に對し特定の行爲を禁止し或は制限し又其の所有者或は其の管理人に命じて一定の措置を遂行せしむ」と規定し以て保存の方法に便したり但し指定を経たるものと雖も後日文教部大臣に於て保存管理の必要なしと認めたる時は之を解除することを得

- 五、文教部大臣は施行規則第七條に依る出願が正常の理由ありと認むる時古蹟の現狀を變更し或は保存に影響ある行爲を許可又は承諾すること有り且雖も必要に因りては之に對して諸種の制限を附することあり之れ古蹟保存の本旨に鑑み當然の措置と云ふべし尙已に許可を受けたるもの其の現狀を變更又は其の調査を行ふの際に於て新に埋藏物を發見したる時は其の埋藏物は勿論埋藏物の目録及現狀等詳細に記録して文教部大臣に提出し以て古蹟保存の萬全を期すべし

- 六、本法は古蹟保存法各條の規定に違反せるものに對して夫夫處罰を加ふる旨を明示しありと雖も廣く一般入をして古蹟の重要視すべきものなることを知らしめ其の保存上諸般の手續に遺漏なからしめん

六五



とするの主旨に外ならず

七、古蹟古物名勝天然記念物の種類及調査表様式

(大正二年六月十二日文教部訓令第五四號)

古蹟古物及名勝天然記念物を保存するは歴史文化上に於て至大の關係あり我國は版圖遼闊にして古蹟古物名勝天然記念物の遺存するもの隨つて甚だ多し今に於て保存の方法を講せず徒に其の消滅に任せば或は破壊され又は發掘され誠に古を崇ふの道に非らず本部は茲に古蹟古物名勝天然記念物の保存類別表並に調査表式を制定し附送す省長貴長官は其の區内にて古蹟古物名勝天然記念物の價値ありと認むるものを調査の上迅速に記入報告すると共に所屬一體に轉令し本令に違ひ實行せしむべし此に令す

古蹟古物名勝天然記念物の種類

- 一、古蹟類 古墳(陵墓を包括す) 古城寨、烽火臺、驛站、廟宇、陶窯等の遺址と戦跡及其他歴史に關係ある遺蹟並に貝殻 石器 土器 骨角器類の歴史的性質を含有するもの
- 一、古物類 碑、金石、陶器、文玩、武裝服飾、彫刻禮器、書畫類等歴史宗教美術上の參考品類
- 一、名勝 山林、湖沼等風景絶佳にして國民の靜養遊覽に適する所
- 一、天然記念物 古代樹木及靈異ありと信ぜらるる巖石等或は地質學動物學上の價値ある天然記念物

調査表様式(調査表は印刷の上發送す)

- 一、種類名
- 二、所在地
- 三、従前の傳説あるものは其の概要を記すべし
- 四、管理者又は所有者の有無若し有る時は其の姓名住所
- 五、現在の狀況概略
- 六、出來得べくは圖面寫真刷物或は參考文獻

八、保存古物以外の藝術物品散逸禁止の件

(大正二年十一月十三日文教部訓令第二〇號)

古器物は習俗の變遷及藝術の沿革を考證し人類の過去に於ける文化の進展上重要な證據なれば之が適切なる保存方法を講ずるは獨り國民をして郷土文化の特質に對する思想を堅實ならしむるのみならず又凡そ學界の研究に有益なる資料となり且つ世界文運の發達に貢獻する所以たるや言を待たざるなり政府は曩に此の要義に鑑み特に國家肇造の際に於て洪圖擴張の主旨により古蹟保存法を公布すると共に之が施行規則を規定し頒布したり茲には以上法令の指定に基くもの、外苟しくも考古に資すべき材料の一切

事物或は美術上の傑作逸品等も亦宜しく其の散失毀損を防止し之を永遠に保存する事の要なることを認め本部に於て其の制度の確立に關し現に慎重調査研究を進めつゝありと雖も惟従來國民の趣味思考は國家が之等の財産を重んずるの眞意義を解せず稀世の藝術品が國外に流失することも遺憾察せず或は破損失滅の事も少からざるべきを以て此の情弊を速に防止することは須臾も之を緩くすべからずと爲すものなり各地方長官は宜しく深く此の意を體し現存古物の情況に對し切實調査するの外左記古物の種類に照し夫々慎重に之を保存し並に通切なる暫行的施設を講じ以て古物保存の主旨を貫徹するに努むべし此に夫々分令するの外尙長官は所屬に轉令し一體に遵照辦理せしめ具報すべし此に令す

左記

古物の種類

- 一、碑碣類 碑碣坊表摩崖遺像及一切の古代石刻板片等の類
- 二、金石類 鐘鼎泉刀寶玉印璽及一切古代金石等の類
- 三、陶器類 陶磁各器及磚瓦土模等の類
- 四、古玩類 書帖圖畫及一切古代文玩等の類
- 五、武裝類 刀劍戈矛鑿鏡及一切古代武裝等の類

- 六、服飾類 鏡奩簪珥冠裳繡繡及一切古代裝飾品等の類
- 七、雕刻類 佛像彫物及一切鏤刻等の類
- 八、禮器類 古代禮器樂器等の類
- 九、雜物類 農工用具及一切の各類に屬せざるもの

九、魚貝類の化石を保存せしむるの件

(大同二年十二月十四日文教部訓令第一七號)

傳聞する所に據れば熱河省管内遼源地方の魚貝類化石は之を濫掘採集し或は之を以て營業とする者甚だ多しと若し果して事實なれば殊に不都合なり遼源地方は大古の湖盆窪地にして現在産出の魚貝化石は該湖水内に生成したる古生物が岩石中に埋藏せられて化石したるものなれば誠に古生物學及地質學研究上最貴重なる資料なり之を人民の濫掘破毀に委し遂に散逸失滅に歸せしむるが如きは偏に我國學界の損害のみならず國民の郷土觀念の涵養上にも亦甚だ遺憾とする所なり本部は此に鑑みる所あり此等貴重なる天賦物を保存する爲めに必要の制度を慎重調査中なり惟該化石の散逸毀損を防止する爲目前の弊を除くは須臾も忽にする能はず貴省長は速に遼源縣長をして所屬各地方官署に轉令し魚貝化石保存に關し一體に協力して毀損に放任せしむる勿れ並に處理情形を詳細報告すべし此に令す

一〇、古蹟調査證明券に関する件

(大正十二年十二月十五日文教部佈告第一號)

古蹟は人類の進化文物の變遷を考究するに必要な證據にして教育の功用に於ても重大なり故に東西洋各國は考古團體及學士人等に對し極力獎勵せざるなく或は巨金を資助して其の成就を促し既に發見せる藏古の地區或は已に搜獲せる古物種類は政府更に特に專章を定め意を加へて保存し國寶の散佚に至らざる様學者をして充分の検討をなさしむ我國家鑿造の初百度維れ新たに古蹟保存の事項に對しても尤も鋭意實行せんとす前に政府は既に古蹟保存法十七箇條を制定し復本部にては同法に基き之が施行規則十二箇條を完成し業に教令部令を以て前後公布を経たり本部は同時に古蹟保存法及施行規則の要旨と施行上の注意事項を特に闡明して各省區市長官に通令遵行せしめたり茲に施行規則第四條の規定に依り古蹟調査證明券を作製し古蹟調査人員をして臨時に携帯せしめ以て被調査の土地關係者に提示して其の證據たらしむるに備へんとす即ち證券の圖樣を畫き添へ並に左に調査關係の各古蹟法規を列記して一般に佈告す軍民等善く國家立法の本旨並に人民愛護の至意を體し協力奉行し疑慮驚擾する勿れ

左記

- 一、古蹟保存法第四條(原文)古蹟の調査に關し必要ある時は當該吏員は他人の土地に立入り土地の發掘、陳設物の撤去、標石標柱の建設等の行爲を爲すことを得
- 二、古蹟保存法施行規則第四條(原文)古蹟保存法第四條に依る行爲を爲さんとする當該調査員は別に定むる證券を携帯すべし
- 三、古蹟保存法及古蹟保存法施行規則制定の要旨と施行上の注意事項第三項(原文)文教部大臣派遣の吏員或は文教部大臣より許可を與へたる官廳及人民等は本法第四條の規定内に「古蹟調査上必要の場合調査員は他人の土地内に立入ることを得」云々の語あれども漫りに無制限に立入るべきものに非ず其の爲施行規則中に於て明らかに該調査員は必ず證券を携帯し土地所有者に提示して其の承諾を求むべしと規定せるものにして若し證券なくして調査を求められたる場合土地所有者は之を拒絶すべし
- 四、古蹟調査員證券樣式

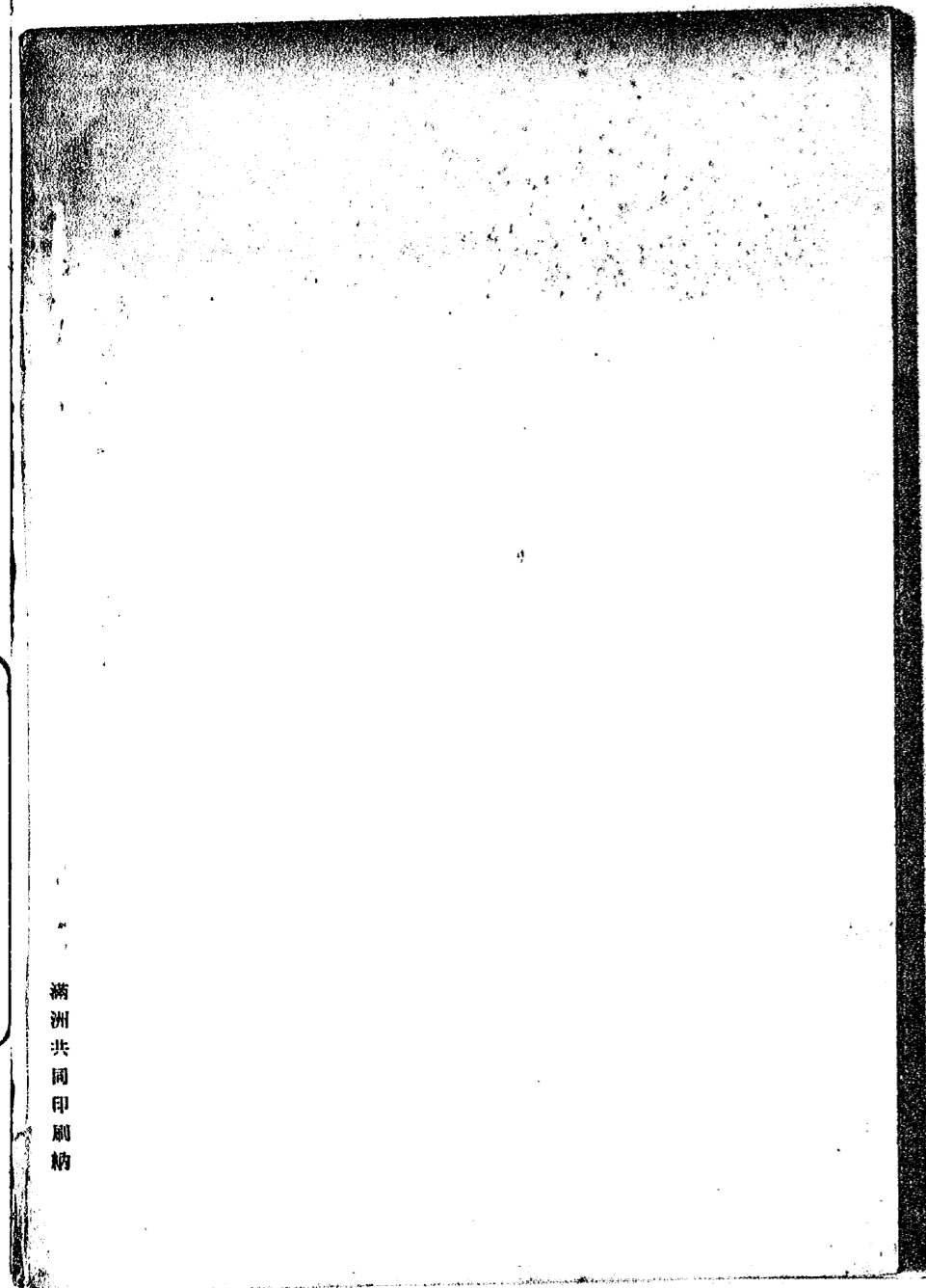
- 1、厚紙製 2、横二寸 3、縦三寸 4、「セルロイドケース」入

第 號
古蹟調査員
面 裏
文教部大臣 印

一一、宗教團體設立の青天白日旗を掲揚し或は民國教科書を採用せるを嚴禁の件

(大同元年八月十五日文部部訓令第四號)

國旗を掲揚せしめ三民主義黨義及一切の排外的教科書或は教材を廢止し經學及臨時權本或は暫定教科書を以て之に代へ又嚴重に所屬機關に令し建國精神を貫徹せしむ等の件に就きては既に院令第二號民國第三三三號第一〇〇號第一二三號第一三六號を以て數度命令せり茲に査するに宗教團體の設立に係る學校中には仍舊天白日旗を掲揚し或は依然として民國教科書を採用するものあり此の如きは實に我國國體の恥辱たるのみならず文教の統制及國民精神の涵養上より見るも亦甚だ遺憾とする所なり各省區長官及特別市長は今當轄内の此の種學校に對しては嚴重取締を勵行し萬々違犯を放任す可らず右違奉すべし此に令す



滿洲共同印刷

25×□

32×□

25>